

公有地化事業のメニュー

制度名	身近な緑公有地化事業	緑のトラスト保全地	まちのエコ・オアシス保全地
制度内容	「ふるさとの緑の景観地」等を公有地化し緑地を保全する	埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を保全する	緑地を公有地化し、住民等の自主活動により保全する
根 拠	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	さいたま緑のトラスト基金条例	—
要件等	①「ふるさとの緑の景観地」等 ②土地面積： 市街化区域:1,000㎡以上 その他区域:2,000㎡以上 ③保全の緊急性が高い ④市町村の「緑の基本計画」等に位置付けられている	①原則5ha以上 ②保全の緊急性が高い ③他法令で保全の見込みがない ④市町村は土地買入れ費の1/3負担	①都市部の小規模・貴重な自然環境(土地面積:原則1ha以下) ②多種多様な生き物が暮らす生物多様性の保全に適した環境
実 績	①さいたま市 0.7ha ②川口市 1.9ha ③所沢市 2.4ha ④狭山市 6.3ha ⑤上尾市 4.3ha ⑥北本市 0.2ha ⑦八潮市 0.1ha 計15.9ha	①見沼田圃周辺斜面林 1.1ha ②狭山丘陵・雑魚入樹林地 3.4ha ③武蔵嵐山溪谷周辺樹林地 13.5ha ④飯能河原周辺河岸緑地 2.3ha ⑤山崎山の雑木林 1.3ha ⑥加治丘陵・唐沢流域樹林地 11.2ha ⑦小川原家屋敷林 0.7ha ⑧高尾宮岡の景観地 3.6ha ⑨堀兼・上赤坂の森 6.0ha ⑩浮野の里 5.4ha ⑪黒浜沼 6.6ha 計11地区 55.1ha	①谷田の泉(入間市)1ha ②菩提樹池周辺緑地(所沢市)1.2ha ③ムサシミヨ生息地周辺緑地(熊谷市)面積未定
備 考	・市町村は土地買入れ費の1/2負担が必要	・市町村は土地買入れ費の1/3負担が必要	平成22年度終了(予定)

